

保存期間：10年

（平成38年末）

平成28年12月21日

資料
----

2 - 1
-------

# 「酒類の公正な取引の基準」（案）について

## これまでの経緯(酒税法等<sup>(注)</sup>の一部改正)

平成15年 9月1日 酒類小売業免許に係る規制の緩和(人口基準の廃止)

※酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(議員立法)が成立(平成15年7月7日施行、18年8月31日失効)。

18年 8月31日 国税庁が「酒類に関する公正な取引のための指針」を公表

28年 5月12日 衆議院にて可決(全会一致)

※5月10日、衆議院財務金融委員長が提案。

5月27日 参議院にて可決(反対1議員)、成立 (6月3日公布)

※本一部改正法は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日から施行。

(注) 「酒税法」及び「酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律(以下「組合法」という。)」

# 酒類の取引状況等実態調査の実施状況について

- 平成26事務年度の実施場数等

	一般調査	フォローアップ調査	合計	(公取報告件数)
調査場数	1,458場	95場	1,553場	16件

- 一般調査の実施状況

調査場数	「指針のルール1～4」に則していない取引が認められた場数 (注1) (注2)	「ルール1」合理的な価格の設定をしていないと認められたもの (注3)	「ルール2」取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3」公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4」リベート類の提供が透明かつ合理的でないと認められたもの
1,458場	1,441場	1,401場	141場	8場	140場

(注1) 調査した取引の中に、1取引でも総販売原価を下回る価格での販売等が認められた場合について1場と数えている。

(注2) 複数の「指針のルール」に則していない取引が認められた場合には、それぞれの項目に1場として数えているため、「『指針のルール1～4』に則していない取引が認められた場数」と各項目の合計は一致しない。

(注3) 総販売原価を下回る価格での販売が認められた場数。総販売原価とは、仕入価格(製造原価)に販売費・一般管理費等を加えたものをいう。

# 酒税法及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 の一部を改正する法律の概要（議員立法）

「過度な価格競争の防止等を目的」とした酒税法等の一部改正法が平成 28 年 5 月 27 日に成立し、同年 6 月 3 日に公布。改正法の施行日は、公布後 1 年以内とされている。概要は下記のとおり。

## 1. 酒類の公正な取引の基準の制定

- ① 財務大臣は、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため、「公正な取引の基準」を定め、告示
- ② 公正な取引の基準を定めようとするときは国税審議会へ諮問
- ③ 基準の策定にあたっては、酒類業者の経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないよう留意
- ④ 基準を遵守しない酒類業者に対し、「指示」、「公表」、「命令」及び「罰則」（さらに酒税法に基づき「免許の取消し」）
- ⑤ 質問検査権の拡充（取引先等を対象に追加）
- ⑥ 財務大臣と公正取引委員会との間の相互報告制度の創設による連携強化

## 2. 酒類販売管理研修の義務化

- ① 酒類小売業者に対し、その選任する酒類販売管理者に関して、以下の事項を義務化
  - ・ 酒類販売管理研修の受講者から酒類販売管理者を選任
  - ・ 一定期間（3年）ごとの酒類販売管理研修の受講
- ② 酒類販売管理研修の再受講義務違反に対する勧告、命令及び罰則
- ③ 酒類販売管理者の氏名、研修の受講事績等を記載した標識の販売場ごとの掲示の義務化

# 酒類の公正な取引の基準（案）

## ○ 目的

・酒類は致酔性や習慣性を有しており社会的配慮を要することなど、酒類業者が遵守すべき基準を定める背景やその必要性について明記する。

## ○ 公正な取引の基準

・公正な取引環境の整備を効果的に推進するため、現状の問題取引のほとんどを占める「合理的な価格の設定」に着目し、これを柱とした「基準」とする。

## ○ 売上原価の算定方法

## ○ 費用配賦の方法

・「基準」に適った価格設定を行うために必要な、売上原価の適切な算定方法等について、リベートの取扱いや共通経費の配賦等に係る考え方を明記する。

## ○ 販売価格の算定方法

## ○ 公正取引委員会との連携

・改正法により創設された「双方向の報告制度」を通じて、公取委の豊富な経験・ノウハウを最大限活用できるように連携を深める。

## ○ 雑則

# 酒類の公正な取引の基準（案）の目的

## 【目的】

- この基準は、酒類が、
  - ✓ 酒税の課される財政上重要な物品であるとともに、致酔性及び習慣性を有する等、社会的に配慮を要するものであるというその特殊性に鑑み、
  - ✓ 酒類の販売価格は、一般的にはその販売に要する費用に利潤を加えたものとなることが合理的であるとの考え方の下、  
酒類の公正な取引に必要な事項を定め、酒類業者がこれを遵守することにより、酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図ることを目的とする。

酒類の特殊性を踏まえ、

- 議員立法の趣旨説明で示された考え方及び「指針」に示された基本的な考え方を明記するとともに、
- 基準の目的を明記し、これまでの取組みの継続性を確保する。

# 酒類の公正な取引の基準（案）のポイント

## 【公正な取引の基準（以下「基準」）】

○ 酒類業者は、①正当な理由なく、酒類を総販売原価を下回る価格で継続して販売する取引であって、かつ、②自己又は他の酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがある取引を行ってはならない。

## 【売上原価の算定方法等】

※「売上原価」とは、酒類の販売に対応する「製造原価（仕入原価）」の額をいう。

○ 酒類の仕入れに関しリベートの支払いを受けたときは、①支払いの基準が明確に定められており、取引の当事者間において事前に共有されている場合であって、②酒類の仕入れと密接に関連するものに限り、当該リベートを仕入原価から控除できることとする。

○ 酒類事業と他の事業に共通する経費がある場合には、当該共通経費は合理的な方法により各事業に配賦することとする。

# 公正な取引の基準について

## ○「総販売原価を下回る価格」での販売かどうか

※「総販売原価」とは、「仕入原価（製造原価）、販売費及び一般管理費の合計額」をいう。

## ○酒類業者の酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうか

- 1 総販売原価割れの程度、廉売数量・期間・品目数等【廉売の程度・特性】
- 2 廉売業者の酒類事業の規模（酒類の取扱数量や地域シェア等）【事業者の影響力】
- 3 廉売商品を目玉商品（おとり商品）とした広告の状況等【広範性・廉売の目的】
- 4 周辺の酒類業者※の酒類事業に対する廉売の影響（廉売対象酒類の売上高の減少、利益率の低下、対抗廉売の実施等）【他の酒類業者への影響度】

※ 対象とする酒類業者については、単に地理的・距離的な範囲だけでなく、店舗の態様（都心型か郊外型か）や販売の態様（店頭かインターネットか）、チラシの配付地域などを勘案し、個別に判断する。

- 5 廉売を行った酒類業者の酒類事業の経営状況【当該酒類業者への影響度】
- 6 廉売業者の過去の改善指導の状況【反復性】

⇒ 上記1～6は通達で規定する。なお、各項目に係る具体的な判断については案件毎に個別に行い、それぞれの項目に係る判断の結果を総合的に勘案し、「酒類事業に相当程度の影響を及ぼすおそれがあるかどうか」を判断する。

・「過度な価格競争の防止」という法改正の背景を考慮するとともに、酒類業者の「適切な経営努力を阻害して消費者利益を損なうことのないように留意」（酒類業組合法第86条の3②）する



# 原価等の算定方法の明確化

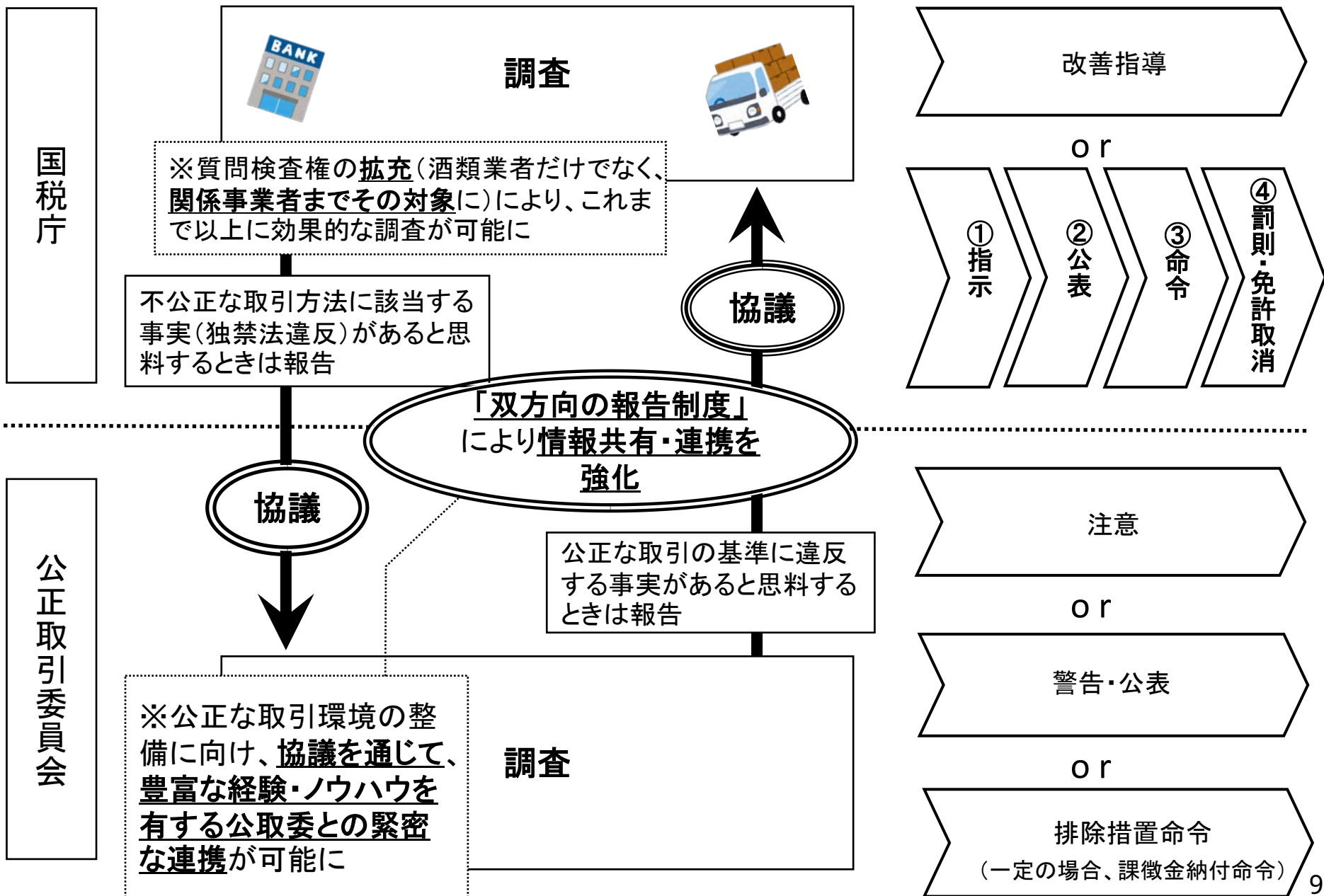
酒類の売上原価等の算定を適切に行う観点から、以下を明確化する。

- 酒類の売上原価の額は、酒類の銘柄・品目の仕入(製造)ごとに算定
  - リベートについては、次の要件をすべて満たす場合に限り、仕入価格から控除可能
    - ✓ 支払基準が明確に定められていること
    - ✓ 当該支払基準が取引の相手方に事前に示されていること
    - ✓ 対象酒類の仕入と密接に関連するリベートであること
  - 仕入価格から控除できないリベートについて、以下を通達で規定。
    - ✓ 広告費や販売活動費の補助として支払われるチラシ協賛金
    - ✓ 酒類の仕入れの際に添付される別の商品(食料品や対象商品以外の酒類など)
    - ✓ 年度末等の事後的に額が判明するリベート
    - ✓ 支払いの基準が事前に示されておらず、裁量的に提供されるリベート など
- ※ 一般的な商行為であるリベート自体を禁止するものではない。

○ 酒類事業と酒類事業以外(食品や日用品の販売など)の事業に共通する費用は、売上高比や仕入高比といった実情に即して合理的と認められる配賦方法※に従って配賦

※ 各事業者が採用している公正・妥当な会計原則に即した配賦方法となることが一般的。

# 国税庁と公正取引委員会との連携のイメージ



# 「基準」と現行の「指針」の内容と運用について

## 現行の「指針」

- ・ 酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方

## 公正な取引の基準

- ・ 酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るために酒類業者が遵守すべき必要な基準

※策定に当たっては、酒類業者の適切な経営努力による事業活動を阻害して消費者の利益を損なうことのないように留意する必要【組合法第86条の3②】

指針に即していない取引があった場合

改善指導  
(行政指導)

## 基準を遵守しない場合

(指示に従わない場合)  
【組合法第86条の3⑤】

(酒税の円滑かつ適正な転嫁が阻害される/おそれがある場合)  
【組合法第86条の4】

(命令に違反した場合)  
【組合法第98条一、酒税法第14条四等】

①指示

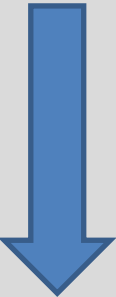
②公表

③命令

④罰則

・  
④免許取消

# 今後のスケジュール

時期	「公正な取引の基準」	酒類販売管理研修の義務化
12月21日	国税審議会の開催【酒類業組合法第86条の8】	
29年1月	パブリックコメント(最低1か月間)【行政手続法第39条】	
2月	パブリックコメントへの回答【行政手続法第43条】	
3月	公正取引委員会との協議 【酒類業組合法第94条】 「公正な取引の基準」の告示	省令の公布
4月 ・ 5月	 広報・周知(パンフレット作成、説明会の開催等) 【全酒類業者(約20万場)が対象】	
6月	施 行	